

千葉県育成品種をご利用の皆様へ

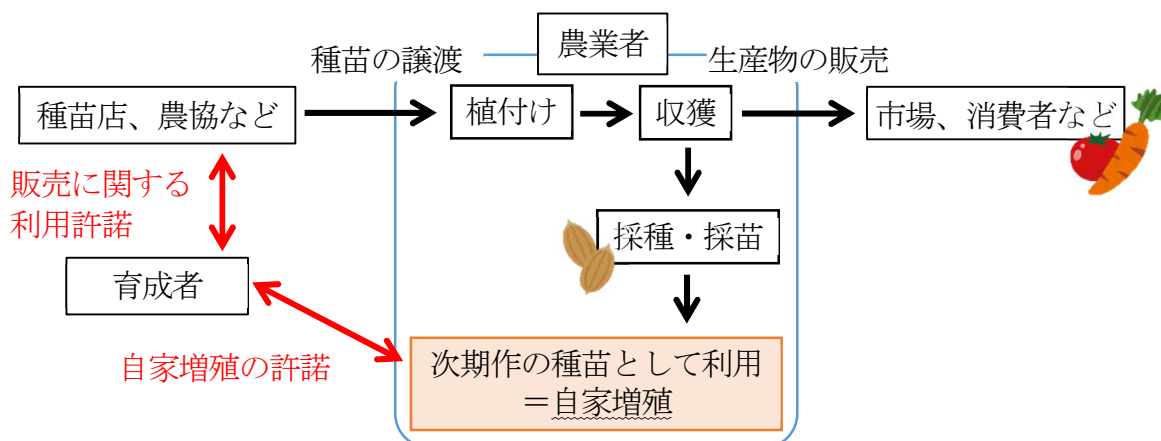
種苗法改正に伴う県育成品種の方針を決定しました

1 種苗法改正の目的と内容

日本で育成された優良品種が、海外に流出しており、流出先で栽培・産地化されることで、日本産の青果物の輸出などに影響することが懸念されています。

そこで、優良品種の海外流出を防ぐため、品種の栽培地域指定や海外持ち出し制限の付与、農業者の自家増殖に育成者の許諾が必要になるなどの改正が行われました。

※自家増殖とは、正規に購入した登録品種の種苗から得た収穫物の一部を、自らの経営に限定して使用する種苗に転用する事です。



2 県育成品種対応

- ・県育成品種はすべて海外持ち出し制限をかけています。
- ・一品种を除き県内生産者に限り、今までどおり許諾手続きなしで自家増殖ができます。
- ・利用が特定の産地や生産者に限定されている品種は、許諾手続きを必要とします。
- ・許諾手続きが必要な品種についても、許諾料等は無償です。

※各品種の取扱いは、別紙を参照ください。

問い合わせ先

千葉県農林水産部 担い手支援課技術振興室 043(223)2907

千葉県育成品種の取扱いについて

〈自家増殖をする際の遵守事項〉

自家増殖をするにあたっては、下記の遵守事項に同意いただいたものとします。

- ・自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと
- ・種苗を海外に持ち出さないこと。
- ・品質を損なうことのないよう、自家増殖により得た種苗は適切な選別を行うこと
- ・品質保持のため、定期的な種苗の更新を行うこと
- ・自己の経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること
- ・必要に応じて自家増殖等に関する千葉県の調査に協力すること



| 品目 | 品種 | 海外への 持ち出し | 自家増殖 | | |
|-------|---|--------------|------------------------------|----------------------------|----------|
| | | | 可否 | 許諾手続き | 許諾 料金 |
| 落花生 | おおまさり、おおまさりネオ、 千葉P114号(Qなっつ) | 禁止 | 可能 | 不要 | 無償 |
| なし | 千葉K3号(秋満月) | | | | |
| ねぎ | 足長美人 | | | | |
| 水稻 | ゆめかなえ、 ふさのもち、粒すけ、 千葉28号(ふさこがね) | | 県内生産者に限り 可能 | 不要 | 無償 |
| いちご | 千葉S4号(チーバベリー) | | | | |
| さといも | ちば丸 | | | | |
| いちご | 桜香、千葉 S05-3(紅香) | | 利用許諾をしている 団体の生産者に限り 可能 | 必要 (生産者団体が取りまとめ て申請) | 無償 |
| やまのいも | ちばとろ | | | | |
| びわ | 希房 | | | | |
| カラー | アクアホワイト、 千葉C2号(Brilliant・Bell) | | F1品種のため 自家増殖不可 | | |
| いぬまき | 紅くじゃく | | | | |
| トマト | ちばさんさん | | | | |
| なばな | MGX-503 | | 自家増殖不可 | — | — |
| メロン | TLタカミ | | | | |
| 芝 | ちばフェアグリーン、 千葉G79号、シーワイツ、 CY-4 | | | | |
| ベゴニア | コーラルファンタジー、 クリーミーファンタジー、 アプリコットファンタジー | | | | |